１　建設業許可について

解体工事業の許可について

（１）　解体工事業の新設に伴う経過措置の終了

令和元年６月１日以降，５００万円以上（税込み）の解体工事を施工するためには，解体工事業の許可が必要です。

（２）　技術者要件に係る経過措置

平成２８年６月１日時点で，とび・土工工事業の技術者要件を満たす者は，令和３年３月３１日までの間は，解体工事業の技術者とみなされます（みなし技術者）。

みなし技術者が解体工事業の専任技術者となっている場合，経過措置期間終了までに，当該みなし技術者が必要な要件を備え，これを届け出るか，又は要件を備える技術者に変更しなければ，解体工事業の許可は取り消されますので注意が必要です。

２　今年度の経営事項審査について

※新型コロナウイルス感染症の予防に御協力ください。
- **受審の際は，マスクの着用・手指消毒をお願いします。**
- **３密（密閉・密集・密接）を避けるため，最小人数（各業者１名程度）で，審査開始時間どおりにお越しください。**
- **体調の悪い方の来庁は御遠慮ください。**

（１）　令和３年度格付けに係る書類の提出について

令和３年１月に入札参加資格申請の定期受付が行われることから，次の書類については，今年度の経営事項審査の際に提出してください。

①　格付けに係るＣＰＤ取り組み状況調（土木一式工事のみ）

土木一式工事を受審する場合は，ＣＰＤ受講実績の有無に関わらず必ず提出してください。また，実績がある場合は，学習履歴証明書（写し）を添付の上，提出してください。

②　経営革新実施状況申告書・新分野進出状況申告書

新分野進出等の経営基盤強化の取組について評価を受ける場合は，経営革新実施状況申告書又は新分野進出状況申告書を作成し，確認資料を添付の上，提出してください。

（２）　建設技能者の評価について

国土交通省大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により，審査基準日時点でレベル３技能者（建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という。）シルバーカード），レベル４技能者（ＣＣＵＳゴールドカード）と判定された技能者については，経営事項審査において評価対象とします。

	CCUSカードの色	評点	有資格区分コード	確　認　資　料
レベル３技能者	シルバー	２点	７０３	「能力評価（レベル判定）結果通知書」により確認します。 ※詳細は「令和２年度経営規模等評価申請の手引き」を確認してください。
レベル４技能者	ゴールド	３点	７０４	

（３）　登録基幹技能者講習に係る特例について

新型コロナウイルス感染症の影響で更新講習の実施が延期されたことに伴い，令和２年３月６日から同年９月３０日までの間に講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者については，特例的に一律同年９月３０日まで有効期限のあるものとして取り扱います。

３　令和３年度格付制度等の変更点について

県内建設業の格付制度の見直し

（１）　土木一式工事の格付け点数の見直し

令和３年度の格付けから，Ｂ級に格付点数の下限値（７００点）を設定します。７００点を下回ると順位に関係なくＣ級になります。

※　現行の土木一式工事格付基準（Ｂ級）

完成工事高条件	２，０００万円以上
技術者条件	技術職員３人(うち１級１人)以上
規定業者数	Ａの次位２５０社
格付点数下限値	なし
発注上限額	５，０００万円未満

（２）　若年労働者雇用評価の見直し

若年労働者の雇用評価対象年齢を現行の３０歳未満から３５歳未満に見直します。

入札参加資格申請における希望工事種別の見直し

「交通安全施設工事」から「標識設置工事」を分割し，単独工事種別に設定します。(別紙)

〈参考〉令和２年度の格付けの変更点（令和元年度の経管等講習会において説明済）

・土木一式工事のＡ級における格付点数の下限値を７２０点から８００点に引き上げ

４　その他

経営事項審査の審査基準の改正について

現在，国土交通省において経営事項審査の審査基準の改正が検討されています。

（１）　知識及び技術又は技能の向上に関する取組状況の評価（W_{10}の新設）

雇用する技術者・技能者の知識及び技術又は技能の向上に努めている企業を評価するための制度を検討しています。

（２）　建設業の経理の状況の評価の見直し（W_5の改正）

経営事項審査上の会計に関する評価基準について，現行は公認会計士，会計士補，税理士のほか，登録経理試験（１級・２級）合格者を評価対象としていますが，登録経理試験合格者については，経理に関して継続的に知識の向上に努めていると確認できる者であることを評価要件とするよう見直しを進めています。

※　検討内容の詳細については，国土交通省ホームページに資料が掲載されていますので御確認ください。(ホーム＞国土交通省について＞審議会・委員会等＞中央建設業審議会から探せます。)

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s501_chuokensetsugyo01.html

（別紙）　徳島県が発注する建設工事の希望工事種別表

(1)　工事区分ごとに，土木系工事については３種別，建築系工事については１種別，その他工事については２種別まで希望できますが，１業者が希望できる工事種別数は最大４つまでです。
(2)　希望工事種別は，対応する建設工事の業種のうち，いずれかについて経審を受けていなければ希望できません。
(3)　○印の付された業種は，希望工事の中で「専門工事」として発注があった場合のみ受注することのできる業種です。

工事区分	ｺｰﾄﾞ	希望工事種別	左に対応する経審受審業種
土木系工事 の中から３	０１	一般土木工事	土木一式工事 ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 ○石工事 ○ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事 ○水道施設工事
	０２	交通安全施設工事	土木一式工事 ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
	０３	標識設置工事	土木一式工事 ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
	０４	法面処理工事	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
	０５	プレストレストコンクリート工事	土木一式工事 ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
	０６	グラウト工事	土木一式工事 ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
	０７	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	０８	舗装工事	舗装工事
	０９	鋼構造物工事 （鋼橋上部工事を含む）	鋼構造物工事 ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事
	１０	塗装工事	塗装工事
	１１	道路区画線工事	塗装工事
	１２	造園工事	造園工事
	１３	さく井工事	さく井工事
建築系工事 の中から１	２１	建築工事（解体工事を含む）	建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事 ○石工事 ○屋根工事 ○ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事 ○鋼構造物工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事 ○解体工事
その他工事 の中から２	３１	電気設備工事	電気工事
	３２	暖冷房衛生設備工事	管工事 ○熱絶縁工事 ○水道施設工事 ○消防施設工事
	３３	機械設備工事	機械器具設置工事 ○鋼構造物工事
	３４	通信設備工事	電気通信工事